

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公開番号】特開2018-117750(P2018-117750A)

【公開日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2017-10104(P2017-10104)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月11日(2018.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行なうことが可能な遊技機であって、

期間表示を更新することによって期間の経過状況を示す期間表示手段と、

前記期間表示手段により更新された前記期間表示が特定態様となったときに、複数種類の演出のうちのいずれかの演出を実行可能な演出実行手段とを備え、

前記期間表示手段は、前記期間表示が開始されてから当該期間表示が前記特定態様となるまでの期間において、

前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する所定態様を経由せずに前記特定態様とする第1パターンと、

前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する前記所定態様を経由した後に前記特定態様とする第2パターンとを実行可能であり、

前記期間表示が開始されてから、当該期間表示が前記特定態様となるまでの期間は、複数設けられている遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 遊技を行なうことが可能な遊技機であって、期間表示を更新することによって期間の経過状況を示す期間表示手段と、前記期間表示手段により更新された前記期間表示が特定態様となったときに、複数種類の演出のうちのいずれかの演出を実行可能な演出実行手段とを備え、前記期間表示手段は、前記期間表示が開始されてから当該期間表示が前記特定態様となるまでの期間において、前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する所定態様を経由せずに前記特定態様とする第1パターンと、前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する前記所定態様を経由した後に前記特定態様とする第2パターンとを実行可能であり、前記期間表示が開始されてから、当該期間表示が前記特定態様となるまでの期間は、複数設けられている。

(1) 遊技を行なうことが可能な遊技機(パチンコ遊技機1等)であって、期間表示を更

新することによって期間の経過状況を示す期間表示手段（図16のタイマー表示91等）と、前記期間表示手段により更新された前記期間表示が特定態様となったとき（図16（e）,（i）に示すようにタイマー表示91が0秒となったとき等）に、複数種類の演出のうちのいずれかの演出を実行可能な演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100等）とを備え、前記期間表示手段は、前記期間表示が開始されてから当該期間表示が前記特定態様となるまでの期間において、前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する所定態様（図16（b）,（c）に示すフリーズ演出等）を経由せずに前記特定態様とする第1パターン（図16の（f）～（i）のパターン等）と、前記期間表示を更新した後、当該期間表示の更新を停止する前記所定態様（図16（b）,（c）に示すフリーズ演出等）を経由した後に前記特定態様とする第2パターン（図16の（a）～（e）のパターン等）とを実行可能である。